

## 契約権限の変更（一括変更及び一部変更）の手続方法について

「契約権限の変更（以下、「権限変更」という。）」は、既に資格審査を受けた入札参加資格の申請者を1事業者内で変更する手続です。

**契約権限を変更することができる最小の単位は、業種・業務で、受注希望工事・業務は対象になりません。**

なお、権限変更は「一括変更」と「一部変更」に区別されます。

「一括変更」は「システムを利用した変更」、「一部変更」は「書面による変更」でそれぞれ申請してください。

「一括変更」とは

・埼玉県電子入札共同システムで業者IDを得ている事業所が業者IDを得ていない事業所に対して、登録している入札参加資格の全てを譲り渡す場合をいいます。

⇒システムを利用した変更該当します。手続方法は、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ> 電子入札総合案内> 入札参加資格申請（工事等）> 変更申請のページ  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou.html>

「一部変更」とは

・埼玉県電子入札共同システムで業者IDを得ている事業所が別の事業所に対して、登録している入札参加資格の一部を分離する場合や、埼玉県電子入札共同システムで業者IDを得ている事業所が別の事業所へ、登録している入札参加資格を集約する場合をいいます。

⇒書面による変更該当します。

### < 提出書類 >

権限変更（一部変更）に当たっては、「共通書類」と「自治体別書類」を作成し、郵送してください。

(1) 譲り受ける側の事業所が、埼玉県電子入札共同システムに申請していない場合

#### (ユーザIDが無い場合)の**共通書類**

- ・ 申請地方公共団体報告書（様式E-1）
- ・ 申請地方公共団体報告書（基本共通情報）（様式E-2）
- ・（建設工事を申請する場合）申請事業所の許可業種が分かる書類の写し
- ・（設計・調査・測量を申請する場合）申請事業所の登録が分かる書類の写し

○ 自治体別書類は、「別冊 契約権限の変更（自治体別書類）」を確認してください。

(2) 譲り受ける側の事業所が、埼玉県電子入札共同システムに申請している場合  
(ユーザIDがある場合) の**共通書類**

- ・ 申請地方公共団体報告書（様式E-1）
- ・ (建設工事を申請する場合) 申請事業所の許可業種が分かる書類の写し
- ・ (設計・調査・測量を申請する場合) 申請事業所の登録が分かる書類の写し

○ 自治体別書類は、「別冊 契約権限の変更（自治体別書類）」を確認してください。

### < 郵送先 >

「共通書類」と「自治体別書類」のどちらも、入札参加資格を抹消する自治体に関係なく、共同受付窓口へ提出してください。

#### ※ 共同受付窓口

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当（工事）

### < 提出書類郵送時の注意点 >

- (1) 自治体別書類は自治体ごとに左上をホチキスで留めて提出してください。
- (2) **書類到達の確認等の問合せには、対応しません。**
- (3) 書類收受の確認を希望する場合、返送先を明記したハガキ（63円切手貼付、裏面未記入）を**1事業所につき1枚のみ**同封してください。收受印を押印し、返送します。
- (4) 返送先の記入漏れや返信用切手の貼付漏れ（料金不足の場合を含む）がある場合、返送しません。
- (5) 譲り受ける側事業所が**埼玉県電子入札共同システムに申請していない場合**、システムにログインするためのID・パスワードを、共同受付窓口から**譲り受ける側事業所へ送付**します。返信先を明記し、**所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封**してください。

### < 権限変更（一部変更）の流れ >

1. 共通書類と自治体別書類を上記郵送先に送付してください。

※ 送付する際は、共通書類と自治体別書類を一斉に投函してください。

2. 提出書類を収受した後、共同受付窓口と各自治体で記入内容を確認します。
3. 提出書類に不備・不足が無い場合は、各自治体でシステム処理を実施します。
  - ※ 譲り受ける側事業所の申請に関する処理を実施します。
4. (譲り受ける側事業所が埼玉県電子入札共同システムに申請していない場合)  
システムにログインするためのID・パスワードを、共同受付窓口から**譲り受ける側事業所へ**送付します。
5. システム処理が完了すると、システムのステータスが「審査済」になります。
  - ※ 審査済に変化する時期は、自治体のシステム処理により異なります。
  - ※ ステータスが一齐に審査済へ変化することはありません。
  - ※ 審査済となった自治体については、審査結果通知書がダウンロードできます。
6. 各自治体で譲り渡す側事業所の抹消に関するシステム処理を実施します。
  - ※ システム処理を開始すると、システムのステータスが「受付済」に変化します。
7. システム処理が完了すると、システムのステータスが「審査済」に戻ります。
  - ※ 申請内容によっては、譲り渡す側事業所がシステムから削除されます。

#### < 審査期間の目安 >

提出書類を収受してからすべての処理が完了するまで、およそ1か月半かかります。

- ※ 審査期間は、申請内容により前後します。
- ※ 定期受付実施期間中と4月から5月は審査が集中するため、通常時より審査に時間がかかります。